

小田原

広報

まちづくり情報誌

2000 10月号
1/1

平成12年10月1日発行
No.780



旬の香りをお届けします

小田原
産直

小田原産直研究会



初夏の香りをお届けします
小田原産直
小田原産直研究会

真心込めた農産物を直売しています



消費者の間では、新鮮で安全な野菜に対するニーズが高まっています。小田原産直研究会は、真心込めてつくった農産物を直売する農家の会です。農家の直売だから、新鮮で値段も格安。生産者の顔が見え、低農薬で新鮮な商品は、消費者に安心を与え、大変喜ばれています。ある農家のおばちゃんと言っていました。「地元の木を使った家が長持ちするように、地元の気候で育った農産物は体にとってもいいんだよ。」
◎農政課 ☎33-1495

インターネットでもご注文承ります。
<http://www.insight.ne.jp/food/tenpo/takahasi.htm>



高橋 匡さん

直売・宅配可能
ハチミツ(みかん・レンゲ・百花、みかん)
主な農産物



3
高橋 橋園
みかんの里の純粋ハチミツ
江之浦314 ☎29206553

37 かあちゃんの店

オープンして1年
小竹934-1 ☎43-3933

新鮮野菜・果物直売
かあちゃんの店



地元7戸の農家が集まって、自分の畑から朝取りした野菜やくだものなどを販売しています。

10月29日(日)にはオープン1周年を記念して「収穫祭」を開催。もちつき大会と謝恩大売り出しを行います。

主な農産物 野菜、くだもの、花類
営業時間 12:00~16:00
定休日 月・木曜日
駐車場 8台
直売・宅配可能



直売・宅配可能。ホームページを開設する予定です。



水野仁司さん



多くのお客さまに支えられ、毎年おいしい梨をお届けできるようなっています。
主な農産物 梨

営業日 月・土・7時30分~(販売しなもりパルク)
火・木・土 9時~(飯桌255号店)
主な農産物 野菜、梨 直売・宅配可能



13
朝もぎの完熟梨を全国へ
鬼橋62 ☎3663334



18
ふれあい直売所
鈴木農園
飯泉1-1-67 ☎4742992

朝もぎの完熟に近い梨をその日に発送するので、翌日には消費者の元へ届きます。みずみずしく芳醇な味わいに、北海道は利尻島から沖縄の西表島まで、全国の皆さまに喜んでいただいています。

早朝とった梨や野菜をその日のうちに、直売・発送しています。お客さまにいろいろな味を楽しんでいただくために、キウリやトマトなど、何種類か一箱に詰めて発送しています。「この野菜をいただいたら、ほかのものは食べられないよね」とは、お客さんの声。年間30種類ほどの野菜を生産しているの、店にはいつも新鮮な野菜がいっぱい。元気なとうちゃんとかあちゃんのお店です。



まだまだあるぞ！ 直売農家

No.	農家	住所	電話	直売宅配	主な農産物	No.	農家	住所	電話	直売宅配	主な農産物
①	山室光正	江之浦350	29-0334	○	みかん、オレンジ各種	21	あらや農園	小竹1664	43-0597	○	ブドウ
②	グリーンパーク	江之浦254	29-0456	○	みかん、キウイ	22	小澤雅典	小竹260	43-0725	○	みかん、梨、ブドウ
④	ゆのぼり山のたけのこ	江之浦657	29-1393	○	みかん、しいたけ、茶	23	秋澤雅美	沼代1225	43-0528	○	柑橘類、たまねぎ、キウイ、植木苗
⑤	星ヶ山コテージ	根府川592	28-1122	○	みかん	24	秋澤敬久	沼代1204	43-0351	○	みかん、たまねぎ、キウイ
⑥	一夜城夢ひろば	石塚山一夜城前	22-3966	○	みかん、野菜	25	江川到	沼代470	43-0256	○	みかん、キウイ、たまねぎ
⑦	遠藤國雄	久野1750	34-9183	○	キウイ、花	26	鳥居啓宣	上曾我1487	42-0238	○	ハウスみかん、すもも、梅、キウイ
⑧	中嶋利充	堀之内152	36-0126	○	メロン、梨、イチゴ	27	小酒部修士	上曾我1008	42-0447	○	梅干し
⑨	山崎保	飯田岡611	34-1022	○	メロン、イチゴ	28	坂下直亮会	久野543	34-7068	○	野菜、漬物
10	米山喜雄	曾比2257	36-5685	○	たまねぎ、卵	29	片浦レモン研究会 (担当：松本)	根府川118-1	29-0011	○	レモン
11	竹井善行	栢山961	36-0912	○	みかん、梨、ブドウ	30	磯崎藤一	多古327	34-1097	○	野菜
12	黒柳昭平	栢山968	36-0146	○	卵	31	磯崎由広	曾我別所562	42-0206	○	みかん、ハウスイチゴ
13	稲毛勝己	上曾我1943-1	42-8711	○	花、コサージュ、ドライフラワー	32	中井英雄	石橋243	22-5628	○	みかん
15	西山利一	東大友31	42-2345	○	梨、みかん	33	鈴木裕章	石橋57	22-8585	○	みかん、キウイ
16	小田原牧場アイ工房	曾我別所194-12	42-6632	○	アイスクリーム、牛乳	34	矢野昌行	石橋322	23-2113	○	完熟キウイ、みかん
17	ジョイファーム小田原	曾我谷津585	42-5571	○	みかん、梅加工品、キウイ	35	田中重治	久野2398	34-2788	○	キウイ
19	沼田和也	上町711	43-0919	○	みかん、キウイ、たまねぎ	36	田中康介	久野2458	35-4324	○	茶
20	小田原市橘出荷組合	小竹1669	43-0727	○	たまねぎ、湘南レッド、みかん、レモン						



どこの農家も「新鮮な農産物はこんなにおいしい」ということを知ってもらいたい。消費者の皆さんのために真心込めてつくっています。

そして、皆さん、インターネットには興味津々です。すでに取り入れているところもありました。生産者と消費者を直接結びつけ新たな販路を開拓するインターネットは、生産者にとっても消費者にとっても、恩恵を与えそうです。



小田原市の学校給食に

木の汁椀

登場!

日本でもトップクラスにある小田原の木地挽技術。この小田原の木の文化を子どもたちに学んでもらうため、学校給食用に手作りの木の汁椀を開発しました。2学期から、小学校4校で使い始めています。

● 学校保健課

☎ 331693

小田原の木工伝統技術で、 学校給食用に形状開発!

小田原の木地挽製品は、1000年の歴史があると言われていています。市内早川には「木地挽」という地名も残っていて、ここにある紀伊神社には、木地師の始祖と言われる惟高親王もまつられています。

そこで教育委員会では、子どもたちに伝統ある木製品に触れさせようと、平成7年から箱根物産連合会の協力を得て、学校給食で使いやすい木製汁椀の開発を進めてきました。木製品を身近に感じることで、小田原の木の文化や伝統産業についての理解が深まり、郷土愛が育まれることを期待しています。

この木製汁椀は、学校給食で扱いやすいよう、試験的に使ってもらった子どもたちや調理員さんたちの意見を参考に、使い勝手をよくする改良を重ねました。

くりぬき面積を広げて食器を積み重ねやすくし、汚れが付きやすい角は丸く、破損しやすい縁は厚め、安定しやすい角は丸く、破損しやすい部分は大きくし、糸底の水きりもしやすい形に工夫しました。その結果、子どもたちが持ちやすく、作業性・収納性にも配慮された、シンプルで現代的な形の汁椀ができあがりました。また、特に耐水性を重視し、塗装と研磨の工程を増やするなどして、木地固めの処理を十分行いました。原木の加工から完成までは、約4か月かかっています。

木地には、主に北関東地方でとれた国産の樺を使用。樺は、材質が強く、木目が美しく、木目が美しいので、食器には最もふさわしいとされています。古くから、社寺・造作材・家具などにも多く用いられています。また、食器には主に間伐材が利用されています。

ごはん給食で木の汁椀

使用しやすく改良された汁椀ですが、取り扱いは手間がかかります。木製品なので水や熱に弱く、長時間水に漬けて、洗浄機に入れて洗ったり、熱湯や熱風で消毒したりすることができないため、ほかの食器とは別に扱います。汚れた食器は専用の水槽に漬け、流汚れを落としたり洗剤で洗ってよくすすぎ、塩素消毒をしたらすすぎ、乾きがいよいよ50℃くらいの湯にくぐらせてから自然乾燥し、専用の戸棚に保管します。

現状の作業条件の中で取り扱いは、限界があるので、ごはん給食で汁のある日に、空教室を利用したランチルームやクラス巡回で使うことにしました。

使用法や管理の仕方については、すでに学校給食に地場産の木の食器を取り入れている輪島市や木曾地方の様子を参考にしました。

今年、芦子小学校・久野小学校・国府津小学校・曾我小学校で、2学期から使い始めています。そしてこの木の汁椀は、今後小学校全校で導入していく予定です。

また、箱根物産連合会と協力して、この汁椀ができるまでのビデオを作り、子どもたちに小田原の木の文化について楽しく学んでもらうことも計画中です。丹精込めて作られた木の汁椀で給食を食べる子どもたちの心は、木の温もりで満たされることでしょう。





いただきます

曾我小学校では、9月13日から木の汁椀を使い始めました。本日のメニューは「そばごはんと豚汁」。運動会の練習をした後、4年生と6年生がランチルームで一緒に「いただきます」。木の汁椀でいただく豚汁に、児童からは「持

ちやすく、食べやすいよ」「熱くないし、おいしく感じる」との声が聞こえました。

木の汁椀は、芦子小学校、久野小学校、国府津小学校、曾我小学校で2学期から使っています。



①一般に使われている形の汁椀



②1回目の試験使用後、改良を加えた汁椀



③その後また改良を加えて2学期から使用することになった、小田原市の学校給食用オリジナル製品

これであなたも木製品博士

小田原木製品 Q & A

約1000年前から作られている小田原の木製品。木地に漆を塗る小田原漆器は、約500年前の室町時代の中期と言われています。昭和35年ごろには、塗装に従来のより耐熱性の強いウレタン樹脂を取り入れて、サラダボールや他の木製食器の塗料にするなど、時代の流れの中で、さまざまな工夫と努力を続けて今に至っています。今は主に、早川・中町・寿町・桑原（小田原木工団地）の各地区で作っていて、およそ100人が製作に携わっています。

- | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|---|---|---|---|---|
| <p>A 職人になるには長い年月が必要です。人によって違いますが、およそ10年かかるといわれています。ですから若いときから技術を習わないと伝統技術の習得は難しいです。人材育成のために技術の研修会を開いたり、いつまでも生活者の好みに合うように新製品の開発研究をするなど努力しています。</p> | <p>Q 伝統を守るのにどんな努力をしていますか？</p> <p>職人になるには長い年月が必要です。人によって違いますが、およそ10年かかるといわれています。ですから若いときから技術を習わないと伝統技術の習得は難しいです。人材育成のために技術の研修会を開いたり、いつまでも生活者の好みに合うように新製品の開発研究をするなど努力しています。</p> | <p>A 盛んになった理由としては、材料が多くなることがあります。技術者がいることなどが考えられます。小田原の場合、材料は箱根山にたくさんあります。それから、桶や田んぼなど生活に必要な道具を作るために、全国的に室町時代の中期から挽物では作られていたと考えられているのですが、小田原城を造るために全国からいろいろな職人が集められたこともあって技術が発達しました。東海道箱根の関所、小田原の宿、箱根温泉のにぎわいもあって、実用的な小田原木製食器が盛んに作られるようになったのです。</p> | <p>Q 盛んになった理由としては、材料が多くなることがあります。技術者がいることなどが考えられます。小田原の場合、材料は箱根山にたくさんあります。それから、桶や田んぼなど生活に必要な道具を作るために、全国的に室町時代の中期から挽物では作られていたと考えられているのですが、小田原城を造るために全国からいろいろな職人が集められたこともあって技術が発達しました。東海道箱根の関所、小田原の宿、箱根温泉のにぎわいもあって、実用的な小田原木製食器が盛んに作られるようになったのです。</p> | <p>A 作り方で難しいところはどこですか？</p> <p>ろくろの技術はもちろんですが、材料の選び方、十分材料を乾燥させること、使いやすい形に作ること、丈夫にきれいに塗ること、危険なところがないように作ることも難しいところです。なぜ小田原地方で木製品を盛んに作るようになったんですか？</p> | <p>Q 盛んになった理由としては、材料が多くなることがあります。技術者がいることなどが考えられます。小田原の場合、材料は箱根山にたくさんあります。それから、桶や田んぼなど生活に必要な道具を作るために、全国的に室町時代の中期から挽物では作られていたと考えられているのですが、小田原城を造るために全国からいろいろな職人が集められたこともあって技術が発達しました。東海道箱根の関所、小田原の宿、箱根温泉のにぎわいもあって、実用的な小田原木製食器が盛んに作られるようになったのです。</p> | <p>A 挽物技術と呼ばれています。</p> <p>作り方で難しいところはどこですか？</p> <p>ろくろの技術を使って木材を回転させ、製品の形に合わせながら手回りのさまざまな刃物を押し当てて削り、形を作ります。挽物技術と呼ばれています。</p> | <p>Q 挽物技術と呼ばれています。</p> <p>どんな特徴があるんですか？</p> <p>木地の木目が透けて見え、天然材そのものの温かみをそのまま生かしていることです。</p> | <p>A 挽物技術と呼ばれています。</p> <p>どんな特徴があるんですか？</p> <p>木地の木目が透けて見え、天然材そのものの温かみをそのまま生かしていることです。</p> | <p>Q 挽物技術と呼ばれています。</p> <p>どんな特徴があるんですか？</p> <p>木地の木目が透けて見え、天然材そのものの温かみをそのまま生かしていることです。</p> | <p>A 挽物技術と呼ばれています。</p> <p>どんな特徴があるんですか？</p> <p>木地の木目が透けて見え、天然材そのものの温かみをそのまま生かしていることです。</p> |
|--|--|---|---|--|---|---|---|---|---|---|

小田原の遺跡がわかる

—考古学ファン必見、中里遺跡を探求する—

小田原の遺跡は、現在まで250か所確認されています。これらの発掘調査の結果は、報告書でも公開されますが、小田原市では、市民の皆さんに、より早く、そしてわかりやすくお知らせするために、毎年、最新出土品展や遺跡調査発表会などを開いています。今年は、中里遺跡をメインに小田原の遺跡を探求できる3つのイベントを2週間にわたって開催します。先人たちの足跡をこの機会に振り返ってみてはいかがでしょうか。

文化財保護課 ☎33-1717

中里遺跡(マロニエ敷地内の
方形周溝墓から出土した関東
地方初期の大形弥生土器



中里遺跡出土の摂津系(神戸市周辺)土器

最新出土品展2000
「弥生時代の小田原」

「存じ」中里遺跡にスポットを当て、弥生時代の小田原を遺物から探ります。縄文時代の終わりから弥生時代の始まりに位置づけられる「前川山王前遺跡」はるか遠方の摂津系土器(神戸市周辺)が多量に出土した東日本最古の弥生時代の本格的ムラ「中里遺跡」(全国的にも珍しい鳥形土器が発見された「羽根尾塚」上遺跡)などの遺物を展示します。

日時 11月2日(木)12日(日) 9時~16時30分
(6日(明)を除く)

場所 かもめ図書館

市長随想

オゾンホール

文 小澤良明

悪魔が真っ黒い大きな口を開けて、今まさに地球や私達を呑みこもうとしている。

地球を取り巻く成層圏のオゾン濃度が極端に減少してしまう現象「オゾンホール」は、冷蔵庫やエアコンの冷媒として使用されているフロンガスが主たる原因とされ、人類や生態系に与える悪影響に近年大きな警鐘が鳴らされていることはご承知の通りである。

南極上空のオゾンホールが今年も大規模に発生し、過去最悪の状況になっていることが気象庁の観測から判明した。南極大陸上空では二十年ほど前から発生するようになり、今年九月にはなんと南極大陸全体の面積の倍以上に達したとのことである。

地球の環境や生態系を守り、恐ろしい皮膚ガンの発生源とも言われる紫外線から私達を保護してくれる成層圏のオゾン層がでっかく破れて、まさに悪魔が暗黒の口をあけているのである。

多くの女性は美しい肌を保つには、まず太陽光線に含まれる紫外線を避けることが肝心、と意識しているが、それがシミや小じわを防ぐ最大の対策であることが、ここ数年の皮膚医学の研究で解明されてきた。当然のこととして乳幼児や児童、生徒への対応策もきめ細かに配慮されなければならぬ厄

中里遺跡出土の穂道具
(石包)・竹の石器



羽根尾貝塚出土の貝と
釣針などの骨角器



中里遺跡講演会

～東日本弥生時代の幕開けを解明する～

幕開けを解明する

中里遺跡は、東日本弥生時代の幕開けを告げる遺跡として全国的に注目されました。

弥生時代の第一線の研究者を招いて、中里遺跡のムラの姿、弥生時代の小田原の様子、さらには東日本から見た中里遺跡など、中里遺跡の意義をより深く掘り下げます。講演に続き、講演者による討論会を行います。どのような中里遺跡がイメージされるのでしょうか。

日時 11月5日(日) 13時～16時45分

場所 かもめ図書館

定員 180人・当日先着順

講演者 石川日出志さん(明治大学教授)、戸田哲也さん(玉川文化財研究所長)、市教育委員会学芸員

参加費 300円(資料代)

小田原市遺跡調査発表会

平成11年度に発掘調査された9遺跡を、スライドなどを使ってわかりやすく発表します。

縄文時代では、羽根尾貝塚から出土した土器・石器・骨角器・木製品など豊富な遺物の研究成果や、縄文時代終りの土器が出土した前川山王前遺跡が発表されます。弥生時代は、住居跡などが発見された中里遺跡の追加調査、古墳時代は奈良・平安時代では、住居跡が確認された高田北之前遺跡などを発表します。

中・近世では、小田原城下天神下跡など小田原城に関連する4遺跡の調査結果を発表します。

日時 11月12日(日) 10時～16時

場所 かもめ図書館

定員 180人・当日先着順

参加費 300円(資料代)・中里遺跡講演会の資料持参の方は無料

演会の資料持参の方は無料

内容

- ①小田原城下天神下跡の武家地調査(南町)(中・近世)
- ②中里遺跡の追加調査(中里)(弥生)
- ③住居跡や石剣が発見された高田北之前遺跡の調査(高田)(古墳・平安)
- ④矢代遺跡調査(前川)(古墳・近世)
- ⑤石垣を模出した小田原城三の丸南堀調査(本町)(近世)
- ⑥縄文晩期末の土器が出土した前川山王前遺跡調査(前川)(縄文・弥生)
- ⑦羽根尾貝塚の遺物(羽根尾)(縄文)
- ⑧城絵図にある虎口を発見した小田原城三の丸新堀調査(南町)(中・近世)
- ⑨小田原城二の丸連池調査城内(中・近世)

※いずれのイベントも車でのこ来場はご遠慮ください。



も、昔気質の人には「柔弱者」と此れそれであるが、最近ではできるだけ直射日光を浴びないよう気を使っている。二の腕にすぐ湿疹のようなものができてしまうのである。

「昔ながら、子供も大人も煤々と降り注ぐ陽光のもと、元氣一杯に身体を動かすのが健康に一番」と言われたものが何という変わりようであろうか。

紫外線の増加によって角膜炎や白内障になる人も確実に増え、また、米・大豆等の重要な作物に影響がでることも懸念されている。

オゾン層破壊の主原因とされる特定フロンはUNEP(国連環境計画)の「モントリオール議定書」で一応、八七年に全廃が決まった。しかし、しかしである。廃止の効果が出るのは、何と二十世紀半ば以降と言われ、今を心配する私達には大変厳しい。

オゾンホール^①の恐さを正しく認識し、まずはそれぞれが油断をしないでしっかりと対応を図りましょう、としか言いようがない。

スポーツの秋。紫外線を避けてばかりでは、かえって健康から遠ざかる。環境問題も頭に置きながらゆく秋を楽しみたい。

学校が変わります

② わかる授業・楽しい学校

子どもたちの学習状況は、全体としてはおおむね良好であると言えるものの、多くの知識を詰め込む授業になっていること、ゆとりを持って学習できないため教育内容を十分理解できない子どもが少なくないことが指摘されています。

学校では、子どもたちにとって真の学びの場となるように、「わかる授業・楽しい学校」の実現を目指す取り組みが進んでいます。

●学校教育課 33 168 4

① 間に応じて基礎・基本を

子どもたちが学校生活の中で不安に思うことの一つに、勉強についていけないかどうかということがあるとされます。次に進むというやる気、もっと知りたいという欲が出てくるためにも、「できた」「わかった」と実感できることは、とても大切なことです。

各学校では、子どもたちがゆとりの中でじっくり学習し、「基礎・基本」を確実に身につける



教え合い学習

けることができるように、個別指導やグループ別指導、理解の程度に応じた指導などを通じて、子どもたちのそれぞれに合った指導ができるように工夫し、充実を図っています。

●「いずみタイム」で一日のはずみを

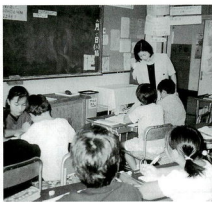
泉中学校では、平成11年度から、毎日朝の10分間を「いずみタイム」に設定しています。この時間は生徒が作った問題をみんなで解き、わからないうところを友達に問いつけ、互いに教えたりすることで、基礎的な学習の確認をしています。「実際には、問題を解いている個より、どこが重要なのかを探して問題を作っている生徒たちの方が、勉強になっているようです」と先生たち。グループ内で協力して教え合うことで雰囲気もやわらかくなり、担任・副担任と生徒が顔を合わせる時間も増えたので、学習以外の



答えあわせも自分たちで

コミュニケーションをとる時間にもなっています。「毎朝席について問題を解くという習慣が身に付いたことや、一時間目が始まるまでの心のゆとりができたので、スムーズに授業に入れるようになった。遅刻もほとんどなくなるよーたんですよ」。

生活のリズムとして定着してきた「いずみタイム」。生徒たちは一日の始めに「いずみタイム」をつけて、毎日がんばっています。



多くの小・中学校で複数の教科によるチーム学習(小グループ)を導入しています。

川小(小学4)では、3・4年生の算数の授業にTを取り入れ、1人の教師が全体の学習を導き、もう1人がわからないう子の指導に当たります。問題解決の時間には、解決の方法別に分かれたグループをそれぞれ支援します。その結果、「わからないうことがあったとき、1人の先生より聞きやすいし、わかるまでやろうとしたり質問したりと、意欲的に取り組む姿が見られるようになりました」。

○「基礎・基本」とは……

「基礎・基本」とは、読書・算などの基礎的な知識や技能だけではありません。主体的に学習し、自分の考えを持ち、それ的確に表現できる力、よりよく問題を解決できる力などを含んでいます。

たとえば、2002年から完全実施する新学習指導要領では、算数の内容から台形

自分で選んだ課題を学ぶ

自分で課題を見つけ、解決していく学習が、教科の授業や総合的な学習の時間に取り入れられています。特に中学校では2・3年生を中心に、自分の興味や関心に応じて選んだ「選択教科」の学習を進めています。そこでは、自ら学び自ら考える、多様な学習活動が展開されています。



橋小(小学4)では、2年生は、風つり・アカ合奏・ハンドボール・準備加工・バッチワーク、3年生は特科の発展学習を中心とした選択教科の時間を設定しています。3年生国語科の選択学習では、読書の読解・読書・演劇・ディベート(話し合い)と読書を行い、今は学習発表会に向けて劇の練習をしています。表現には他者を必要とします。他者を喜ばせることが新しい自分の発見につながるのです。

の面積の公式が削除されますが、これは、「正方形・長方形・三角形・平行四辺形の面積の求め方を身につければ、台形のようなそれ以外の形の面積も、自分で工夫して求めることができるから」です。

ただ公式を覚えることよりも、意欲的に自分で考え表現する力こそが、それからの子どもたちに必要な力であって、それが「基礎・基本」なのです。

介護サービスを利用するには ●要介護認定申請が必要●



介護サービスを利用するには介護の必要度(要介護度)を判定するための申請が必要になります。介護サービス利用を希望される場合にはまず申請から。

申請

申請には介護保険の被保険者証が必要です。主治医(かかりつけ医)の名前もわかるようにしてください。印鑑は必要ありません。申請は家族やケアマネジャーが代行することもでき、高齢介護課、支所・連絡所(各窓口コーナーは除きます)で申請できます。40～64歳までの方は厚生省が指定する老化に伴う病気(※特定疾病)により介護が必要な方が申請できます。

訪問調査

心身の状況を調査するために訪問調査員がご本人を訪問し、85項目の聞き取り調査を行います。ご家族の方などに立ち会っていただけるのが望ましいです。

主治医意見書

主治医意見書を作成するため、市から受診のお願いをお送りしますので、主治医と連絡を取り、診察等を受けていただきます。主治医がいない場合、市が指定する医師に診てもらうことになります。

認定結果通知

要介護認定の結果通知と認定結果が記載された被保険者証を郵送します。

ケアプランの作成

ケアプラン(サービスを受ける予定表)の作成を依頼するケアマネジャーが決まったら高齢介護課に届け出ます。ケアプラン作成の費用の自己負担はありません。

サービス利用

サービスを利用したら、かかった費用の1割を事業者に支払います。

介護の必要度の判定は...

- ①一次判定
訪問調査結果をコンピュータ処理し、暫定的に介護の必要度を判定します。
- ②二次判定
一次判定の結果と主治医の意見書をもとに保健・医療・福祉の専門家5人で構成される介護認定審査会で二次判定をします。この結果が要介護度になります。

認定前にサービスが必要な場合

申請後、結果通知前にサービスを利用したい方は、要介護度を想定したケアプラン(暫定ケアプラン)を作成することにより1割の利用者負担でサービスを利用できますのでケアマネジャーにご相談を。

※特定疾病…厚生省より15種類を指定

- ①筋萎縮性側索硬化症 ②後縦靭帯骨化症 ③骨折を伴う骨粗鬆症 ④シャイ・ドレーガー症候群 ⑤初老期における痴呆 ⑥脊性小脳変性症 ⑦脊柱管狭窄症 ⑧早老症 ⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑩脳血管疾患 ⑪パーキンソン病 ⑫閉塞性動脈硬化症 ⑬慢性関節リウマチ ⑭慢性閉塞性肺疾患 ⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- ❗ ④40～64歳までの方は申請時に医療保険被保険者証が必要になります。
 ○認定結果に疑問がある場合には、高齢介護課介護保険給付担当まで。経過等について説明させていただきます。それでも納得がいけない場合には、小田原保健福祉事務所(22-3135)に設置されている介護保険審査会に審査請求ができます。

サービスはどれだけ利用できるのでしょうか

利用できるサービス量は要介護度により異なります。

○居宅サービスは「単位」で上限が決められます。「単位」は地域やサービスによって異なり、小田原市では1単位あたり10円から10.18円です。

要介護度	訪問・通所サービス 1か月間	短期入所 6か月間	福祉用具購入 1年間	住宅改修 居住している家
要支援	6, 150単位	7日	10万円までの 福祉用具購入 (うち1割は自己負担)	20万円までの 住宅改修工事 (うち1割は自己負担)
要介護1	16, 580単位	14日		
要介護2	19, 480単位	21日		
要介護3	26, 750単位			
要介護4	30, 600単位	42日		
要介護5	35, 830単位			

○施設サービスは施設の職員の配置数や設備により費用が異なりますので、平均を掲載いたします。

	施設サービス費	食費	その他費用(介護保険の対象外です。)
特別養護老人ホーム	26.9万円	所得により金額が 異なります。	施設サービス費と食費の他に、日常生活費、レクリエーション費等がかかります。利用者が全額を支払います。
老人保健施設	29.8万円		
療養型病床群など	36.8万円		

所得区分	食費の自己負担(1日)
①世帯が住民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	300円
②住民税非課税世帯	500円
③上記以外の方	760円

①、②に該当する方は、高齢介護課に申請していただきます。申請がない場合は③になります。

こんなときには…

短期入所サービスの利用日数が少ない	利用限度日数が拡大されたり、振替ができますのでケアマネジャーにお問い合わせを。
サービス事業者が時間どおりに来なかったり、サービスを提供しなかった	サービスにかかる苦情については、高齢介護課及びケアマネジャーまでご相談ください。
住宅改修や福祉用具購入を利用したいが、事業者に1割払うのか	住宅改修や福祉用具購入を利用する場合、いったん事業者へ全額をお支払いいただき、申請後に9割分を口座振替等でお返しいたします。申請には領収書等が必要になります。



○事業者がどこにあるかわからない場合には、高齢介護課までお問い合わせいただくか、インターネットのホームページ「かながわ福祉情報コミュニティ」(<http://www.rakuraku.or.jp>)「小田原市ホームページ」(<http://www.city.odawara.kanagawa.jp>)でも見ることができます。

利用できる介護サービス



利用できる上限や利用の方法も決まっていますので、介護サービスを上手に利用してください。

利用できる介護サービス

介護保険で利用できるサービスはご自宅で受ける居宅サービスと施設に入所する施設サービスがあります。

要支援・要介護1～5の方	居宅サービス	ご家庭を訪問する	・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導(医師、歯科医師など)	・訪問看護 ・訪問入浴	訪問・通所サービス	
		施設に日帰りで通う	・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション(デイケア)			
		福祉用具を借りる	・福祉用具貸与(車いす、特殊寝台など)			
		施設へ短期間入所する	・短期入所(特別養護老人ホーム、老人保健施設など)			入所 短期
		福祉用具の利用や住宅の改修	・福祉用具購入(腰掛便座、入浴補助用具など) ・住宅改修(手すり、床段差解消など)			住居 福祉 改修 用具
	有料老人ホームなどでの介護	・特定施設入所者生活介護(有料老人ホームなどでの介護) ・痴呆対応型共同生活介護※(痴呆性高齢者の共同生活における介護)				
1～5の方	施設サービス	特別養護老人ホーム				
		老人保健施設				
		療養型病床群など				

※居宅サービスの痴呆対応型共同生活介護については要介護1～5と認定された方が利用でき、要支援と認定された方は利用できません。

**注意
しましょう!**

訪問介護は次のようなサービスには利用できません。

- 家族の方などの本人以外を対象とするもの
- 庭の草むしりや草木の手入れ、洗車等のホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障が出ないもの
- 大掃除やペンキ塗り、電気器具の修理など日常的に行われる家事の範囲を超えるもの

介護サービスの支払いは

介護保険のサービス費用のうち1割を利用者が支払います。サービスの利用上限を超える分についてはその全額を利用者が支払います。

高額介護サービス費

1割の利用者負担額が下表の金額を超えた場合には、超えた分を申請に基づきお返しいたします。

所得区分	金額(月額)
世帯が住民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	15,000円
住民税非課税世帯	24,600円
上記以外の方	37,200円

該当する方には、市からお知らせいたします。

- ! ○上記の所得区分に応じた高額介護サービス費相当額の9割分を無利で貸し付け、高額介護サービス費支給時に返還額を相殺する制度があります。
○所得の低い方に対しては、一定の条件のもと、訪問介護の利用者負担が軽減されるほか社会福祉法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームの利用者負担が軽減される場合がありますので、高齢介護課高齢社会担当にご相談ください。



こんなときには…

保険料を納めないとうなるの	いったん、サービス費用の全額をお支払いいただき、後で9割分をお返しすることとなります。また、滞納の期間が長い場合には、お返しする9割分から滞納していた保険料分をいただいたり、自己負担分が1割から3割になることがあります。
保険料の納付が困難な場合は	災害などの特別な事情により、減免できる場合がありますので保険課保険料担当までお問い合わせください。
サービスを受けていなくても保険料は納めるの	介護保険は、介護サービスにかかる費用を社会全体で支えていく仕組みです。サービスの利用の有無に関わらず納付していただきます。
住んでいる市町村を移った場合は	保険料は住んでいる市町村によって異なりますので、引っ越しなどの場合は、その保険料額を計算し、保険料の過不足などの通知をします。
口座振替の申込みの方法は	保険課保険料担当、支所・連絡所及び市内の金融機関に申込書がありますので、必要事項をご記入のうえ、金融機関の窓口にお申し込みください。
所得や税額が変更になった場合は	所得や税額の変更により保険料額が変わる場合は、変更後の納付方法及び納付金額を通知します。また、特別徴収と普通徴収とでは、変更後の納付方法が異なりますので、ご不明な点は保険課保険料担当までお問い合わせください。

65歳以上の方の保険料と納付方法



65歳以上の方の納付金額・納付方法は個人ごとに次のとおりとなります。

保険料はいくら払うの

平成12・13年度については、国の特別対策により65歳以上の方の保険料が減額されています。

③ ↑ ↓ ④ 本来的保険料額 (円)	12年度		13年度		14年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
	免除	減額 半額	減額 半額	全額	全額	
第1段階	0円	4,260円	4,260円	8,520円	17,050円	
第2段階	0円	6,390円	6,390円	12,790円	25,580円	
第3段階	0円	8,520円	8,520円	17,060円	34,110円	
第4段階	0円	10,650円	10,650円	21,320円	42,630円	
第5段階	0円	12,790円	12,790円	25,580円	51,160円	

表の金額は12・13年度の半年ごとと14年度の1年間に納めていただく保険料額です。また、保険料額は端数処理の関係で若干異なる場合があります。

どうやって納めるの

年金からの天引きと個人による自主納付の2種類がありますが、納付方法は選ぶことができません。

	特別徴収(年金天引き)	普通徴収(個人による自主納付)
対象	4月1日に小田原市に住所のある満65歳以上の方で、月額15,000円以上の公的年金を受給している方(ただし、年金の種類や転入届日等により該当しない場合もあります。)	特別徴収(年金天引き)に該当しない方
納め方	受給している年金から天引きとなります。	納付書もしくは口座振替により納めていただきます。
納付月	年金が支払われる月(偶数月の年金支給日が納付日です。)	毎月(末日が納期限です。)
通知時期	今年度は9月ですが来年度以降は7月を予定しています。	今年度は10月ですが来年度以降は7月を予定しています。

- ❗ ①特別徴収でも普通徴収でも段階ごとの納める保険料の年額は同じです。
②障害年金、遺族年金、恩給等は特別徴収の対象外です。

65歳以上の方の保険料の納付が始まります

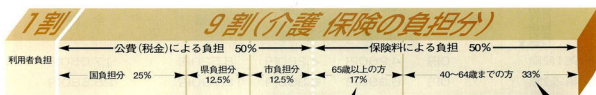


介護保険は40歳以上の全員が加入しますが、65歳以上の方の保険料は、10月から納付が始まります（40～64歳までの方は加入している医療保険に含まれて4月から納付が始まっています）。

保険料はどうやって決まるの

介護保険制度と保険料のしくみ 高齢になれば、介護が必要になる場合が増えます。保険料は、現在、そして、いざというときに本人や家族の毎日の生活を支える介護保険制度の資金となります。

介護サービス費用総額



住所地の市町村に納めます。

加入している会社の保険や国民健康保険と一括で納めます。

65歳以上の方は個人ごとに保険料の段階が決まります

所得の状況	段階 (基準額に対する倍率)
本人 老齢福祉年金受給または生活保護受給	第1段階 (基準額×0.5倍)
世帯 住民税非課税	
本人 住民税非課税	第2段階 (基準額×0.75倍)
世帯 住民税非課税	
本人 住民税非課税	第3段階 (基準額)
世帯 住民税課税	
本人のみ 住民税課税で前年の合計所得250万円未満	第4段階 (基準額×1.25倍)
本人のみ 住民税課税で前年の合計所得250万円以上	第5段階 (基準額×1.5倍)

個人の保険料段階は、確定申告などにより年度ごとに決定します。それまでは、前年の保険料額で仮に計算します。



※合計所得は給与や年金などの収入から必要経費を引いた税法上の所得金額の合計です。

! ◎保険料の段階ごとの金額は次のページをご覧ください。

介護保険とは



高齢者の介護を社会全体で支える仕組みが介護保険制度です。この制度は、介護サービスに係る費用を公的資金(税金)と皆さまからお預かりする保険料によって賄う社会保険制度です。

保険料の納付が始まります

介護保険の財源は、税金と保険料。
この保険料は40歳以上の方にお納めいただきます。

3・4・5ページへ

利用できる介護サービスと利用者負担

介護保険で利用できるサービスは在宅サービスと施設サービスの2種類に大きく分けられ、介護の必要度(要介護度)により、利用できる上限が決まっています。

6・7ページへ

介護サービスを利用するには ～要介護認定申請が必要～

介護サービスを利用するには、介護の必要度(要介護度)を認定してもらう必要があります。

8ページへ

こんなときにはどこに連絡すればいいの ～市の機関の連絡先～

被保険者証について	高齢介護課 介護保険管理担当	33-1875
要介護認定の申請やサービス利用について	高齢介護課 介護保険給付担当	33-1872
非該当(自立)と認定された場合のサービス利用について	高齢介護課 高齢社会担当	33-1841
保険料について	保険課 保険料担当	33-1834
高齢者の健康づくりの相談について	市民健康課(保健センター)	47-0820

市内の在宅介護支援センター

介護サービスにかかる相談は	西湘老人ホーム	24-5601
	潤生園	35-9500
	ルビーセンター	42-1278
	鴨宮ケアセンター	48-6877
	たちばなの里	44-1100
	山近記念総合病院	45-3222
	陽光の園	24-0005
	間中病院	23-3111
	小田原市社会福祉協議会	35-8143

介護保険特集

65歳以上の方の保険料の
納付が始まります

広報おだわら 別冊

平成12年10月1日号

知ってる？

介護保険制度 2



小田原市

楽しくやろう、子育て

市民健康課 ☎470820

小田原市ではここ10年ぐらい、毎年2000人前後の赤ちゃんが産まれています。

赤ちゃんが産まれてくるのは、だれでも楽しみです。でも育てていくうちには、苦勞も不安もイライラもいっぱい出てきます。どうしたらいいか悩んでしまうときに、保健婦がお手伝いします。

一人で悩まないで

母子健康手帳には出生連絡票が添付されていて、赤ちゃんが産まれたら保健センターに送ってもらうようになります。
保健婦は届いた連絡票を見て初産の方や相談のある方に電話をしています。
〔ケース1〕

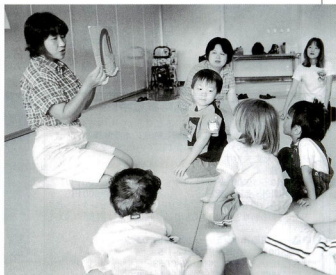
「初めての子どもなのですが、ミルクをよく吐いてしまいます。大丈夫でしょうか？」
さうぞく訪問してみると、飲ませ方が悪く空気を一緒に飲んでしまっていたことが分かりました。体重を量ると成長は順調。お母さんは安心しました。

〔ケース2〕
「6か月になりました。お出かけしたり離乳食をあげたりしていると、一日はあつと

いう間。みんなどうしているのでしょうか？」
同じくらいのお子さんを持つお母さんと会ってみると、みんな自分と同じ悩みを持つということが分かりました。
〔ケース3〕

「1歳を過ぎてイタズラ盛り。ごはんは食べないしお昼寝はなかなかしないし、言うことを聞かなくてイライラしてしまいます。」
話をよく聞くと、実は生活リズムの乱れが大きく関係していました。お母さんはそこに気付かず、問題解決の糸口となりました。

社会の変化に伴って、子育てを取りまく環境は大きく変化しています。最近では、子育てで孤立しているお母さんや、育児難



誌やテレビの情報に振り回され、マニュアルと少しも違おうとどうしていいかわからない、自分でどうすればいいか判断できないという人たちが増えています。

しかし、ちよと相談相手が見つかることで、解決できることもあります。子どもの成長につれて心配などが出てくるのはみんな一緒。育児に不安を感じたら、いつでも保健婦に相談してください。



疑問と不安は、早めに相談

● マタニティクラス
安全で快適な妊娠・出産と、一緒に子育てを楽しむ仲間づくりの手助けをしています。結婚して小田原に引っ越してきた方には特にオススメです。

● 家庭訪問

電話ではうまく説明できないことも、実際に見せたらいい、「大丈夫」と言われれば安心です。いろいろな悩みを一緒に考え、安心して育児ができるようにしています。

● 乳母健康講座

4か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳6か月児対象の内科や歯科の集団健診で成長・発達の確認と、病気の虫歯の早期発見、予防の話のほか、相談もできます。

● 定例育児相談

保健婦だけでなく、栄養士、歯科衛生士、保育士がさまざまな心配ごとにお答えしています。

● 育児教室

ご要望に応じて育児教室を開いています。また、今年度から「子育て応援講座」が始まりました。子育てに関わっている人たちが一緒に集まって、育児の役割や今どきの子育てについて、みんなで考える機会にしています。

● 育児グループへの支援

育児相談や健康の話、運営のアドバイスなど、身近な相談相手になっています。

● 健康119

保健婦は、赤ちゃんが産まれる前から皆さんのおつきあいをし、健診などで何度も顔を合わせる存在です。一人で悩まないで、どんどん利用してください。見えているだけで辛そうに思っている小さな赤ちゃんを、みんなで大きく育てましょう！

予想を上回る利用者の伸び

ファミリー・サポート・センターが1周年

地域で子育て支援

仕事と育児の両立を応援する「小田原市ファミリー・サポート・センター」が、昨年10月の開設以来、1周年を迎えました。神奈川県では初めての取り組みとして注目されていましたが、1年を経た本年9月10日現在で、依頼会員、支援会員合わせて402人の方が登録され、活動件数も月平均200件余と当初の予想を大幅に上回る人気となっています。その活動内容も保育施設への送迎や、保護者の出産や急病時の一時預かりなど、さまざまに行われています。

◎小田原市ファミリー・サポート・センター ☎35-0053



1年を経て、第1回支援会員交流会が8月31日に中央公民館で開催されました。1年間の活動・事例報告や情報交換がされました。

〈依頼会員の声〉

●頭が悪くてぐっすり寝ていないので、良い方にお願ひできて仕事が続けられました。体調が悪く通院が重なり困りました。「かわいー！預かれうれしいわ」の声で、気が楽になりました。

●おはあちゃんに甘えるように支援さんのお宅に行きます。安心して下の子の通院に付き添えます。

〈支援会員の声〉

●1歳半のいたずら盛りのお子さんなので、事前打ち合わせをして、手の届くところを整理して、危なくないように準備しました。

●夫婦二人だけの生活の中に、かわいー子どもを預かる会話もはずみずみ。ずっと聞わっていきたくてと思っています。

●保育園に迎えに行くとき寄つてきます。抱きついてくれるときいとおしさは、口では言い表せない支援会員の喜びです。



～支援会員 随時募集中！～

地域ぐるみで子育てに参加してみませんか。市内在住で小さな子どもの育児や保育に理解と熱意のある健康な方、ぜひ応募してください。研修会に参加していただきますので、不安な方も大丈夫です。

利用料金

平日 7:00～19:00(基本時間) 1時間につき700円
基本時間外・土・日・祝日 1時間につき900円

申込方法 児童福祉課、ファミリー・サポート・センター、各支所・連絡所などにある申込用紙を郵送または持参してください。

申込 小田原市ファミリー・サポート・センター

〒250-0045 小田原市城山2-1-5

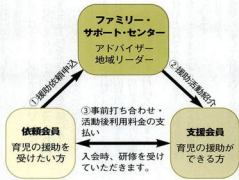
社会福祉センター内 ☎35-0053

※開設時間 月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:30



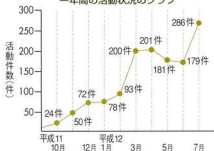
県内に新業を起こす活動
小田原市が先駆的に取り組んだ成功例を見て、県内各市にも急速に同種の事業が広まっています。県内に大きな影響を及ぼすほど、働く女性のニーズに応えた活動といえるでしょう。

育児の援助を受けたい依頼会員が、その必要が生じた時、ファミリー・サポート・センターを介して、アドバイザーを通して育児の援助を受けたい依頼会員を紹介して、面談打ち合わせの後、当事者間で具体的な打ち合わせをします。活動終了後、利用料金を支払います。



ファミリー・サポート・センターのシステム

一年間の活動状況のグラフ



9月10日現在、支援会員117人、依頼会員285人となり、ますます活動は増えています。

小田原城 天守閣再建

鈴木重信さん(南町)

小田原城天守閣は、明治維新の廃藩置県にともない明治3年に取り壊されてしまった。その後、城址には小田原県庁、続いて足柄県庁が置かれ、さらに宮内省の御用邸が設けられたが、大正12年9月1日の関東大震災で御用邸ばかりか広大な石垣もことごとく崩壊してしまった。以来、小田原城天守閣の再建は小田原市民の念願だった。

きっかけは市民の「天守閣石一積運動」

小田原城天守閣再建の気運が高まったのは、「天守閣石一積運動」が市民の間で起こり、天守台の石積みが終わった昭和28年ころからだと思います。当時、私は市役所建築課の職員として天守閣再建に携わることになりました。商工会議所では昭和31年から再建基金の募金を始め、市役所でも市制施行20周年の記念事業として、昭和35年を天守閣再建の年と決めて着々と準備を開始したのです。

再建に着工

昭和34年2月、東京工業大学工学博士藤岡通夫教授らの設計のもと、松井建設株式会社の施工により、天守閣再建は着工しました。しかし、工事を進めるには、いくつかの問題がありました。一つには、耐久性の確保でした。観光資源としての活用目的もあったため、鉄筋コンクリート造で再建するのですが、石垣がこの荷重に耐えられるようにしなければなりません。そのため、荷重がからないように、石垣を避けてその内側に基礎コンクリートの杭打ちをしました。その上で、石垣に振動を与えて、崩れはしないか何度も実験をしたものです。

また、工事用の水やコンクリートからしみ出る水が、地下室にたまってしまい、ポンプで吸い出したり、大型除湿器を持ち込んで乾燥させたりと予想外のことも発生しました。



完成後も、しばらくは湿気のため地下室は利用できなかったと記憶しています。

白壁の漆喰が石垣に垂れないように細心の注意を払っていたにもかかわらず、一部の石垣に漆喰が垂れ汚してしまったこともありました。今もその石垣には漆喰の跡が残っており、目に触れるたびに、当時の記憶がよみがえってきます。

そもそも再建する天守閣のモデルを宝永年間の東大模型とするか、文久年間の小田原模型とするかといった議論もありました。結局は、文化財復原の観点から江戸時代最後の天守閣と推定される小田原模型を基礎として全体構造をとることにしたのです。

市民の情熱「瓦一枚運動」

再建を待ち望む市民の熱意の高さは、言葉に尽くせぬほどでした。建設期間中は、市民はもとより一般の人々からも募金が寄せられ、また「瓦一枚運動」では市民のほとんどが天守閣の屋根瓦に永久に残る名前を

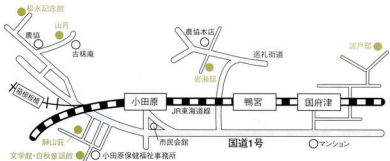
記したのであります。

そして昭和35年5月15日天守閣工事竣工。同25日午前中、小田原城天守閣完成式が挙行され、午後から一般公開されました。ついに小田原城天守閣は、90有余年ぶりに市民の前に姿を現したのです。箱根丹沢の山々を背景に、洋々たる相模湾を望んで、空高くそびえる白亜の天守閣の偉容は、小田原市民の郷土愛の象徴となるであろうと想像しました。



40年を経た今でも、まちのランドマークとして堂々と建っている姿を見るたびに、何か誇らしい思いになるのです。

文化財建造物特別公開



▲静山荘



▲岩瀬邸



▲読戸邸



▲山月

「小田原ゆかりの優れた建造物」である山月・静山荘・岩瀬邸・読戸邸と、今年4月に国の登録有形文化財になった葉雨庵・小田原文学館・白秋童謡館の合計7件の建造物を公開します。いずれも、意匠に優れた貴重な建造物で、本市ではこれらの保存と活用を進めています。

「小田原ゆかりの優れた建造物」では、ボランティアガイド協会員が、随時説明をします。登録有形文化財になった、松永記念館の敷地内にある葉雨庵では、郷土文化館の職員が説明をします。小田原文学館・白秋童謡館は、期間中も通常どおり9時から17時まで（入館は16時30分まで）の、有料での公開となります。

皆様お話し合わせの上お出かけください。まだご覧になっていない方は、この機会にぜひどうぞ。

日時 10月13日(金)・14日(土) 10時～15時
場所 山月(板橋913)・静山荘(南町3120)・岩瀬邸(鴨宮692)・読戸邸(国府津584)・葉雨庵(松永記念館内)板橋944(1)・小田原文学館・白秋童謡館(南町234)

●文化財保護課 ☎331717

※小田原ゆかりの優れた建造物には、駐車場はありません。登録有形文化財の建造物の駐車場に限りがありますので、車の未場は、遠慮ください。

新しい法律ができます

平成13年4月1日に、消費者契約法が施行されます。この法律は、消費者と事業者との情報の格差を考え、消費者の利益を擁護し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。



●消費者生活センターでの相談は、090から無料です。

10月14日～20日は「かながわ消費者週間」 悪質商法に気をつけて



こんな手口があります

- マルチ商法：商品を買い手が増えることにマジンが入るので、自分の系列に加入者を増やしていくと大きな利益が得られるというもの。売れない商品を抱え込むなどの問題が多い。健康食品、婦人下着、浄水器、化粧品など。
- 権限商法：安売りや講習会の名目で人を集め、閉め切った会場で限られた数の日用雑貨を無料で配り、雰囲気を感じ取り上げて興奮状態にし、最後に高額の商品を買ってもらう。羽毛布団、磁気マットレス、電気治療器具など。
- 点検商法：点検に来たと訪問し、「壊れている」などをたまたまして代替品を売りつける。羽毛布団、消火器、白り駆除など。

最近是不況を反映してか、悪質な契約による被害が後を絶ちません。特に、若者をターゲットとしたマルチ商法や、高齢者を狙った権限商法、点検商法が増えています。巧妙な手口で同じ人が何度も狙われることもあります。

消費生活センターや市の相談窓口には、契約がらみの相談だけでなく、多価償還による自己破産などの相談も増えています。

悪質商法とその手口には、いろいろな方法があるので、おかしなと思ったらはっきり断ることや、うますぎる話には乗らないことが大切です。もしもそのような業者と契約してしまったら、すぐに市民相談室が県小田原消費生活センターへご相談ください。

●地域づくり課・市民相談室 ☎333383
●県小田原消費生活センター ☎226321

まちで見かけた 小田原の建築物

城下町、宿場町として栄え、明治期には政財界や文学者たちの別荘、保養の地として発展してきた小田原。古い武家屋敷や農家、町屋のたたずまいは、明治以降の別荘とともにほどよく調和し、小田原独特の情景をかもし出しています。普段何げなく通り過ぎてしまう建物から、小田原文化の魅力を探ります。

建築士 平井泰延(栄町)



〔二宮尊徳生家(栢山)〕

尊徳生家は、1960(昭和35)年小田原市によって元の屋敷跡に移され、修理復元されたものである。

尊徳の祖父銀右衛門が分家したので、1742(寛保2)年とみられるので、今から258年前のほぼそのころ新築されたものである。この家で、宮金次郎(尊徳)は1787年に誕生し、育った。

いまこの地に復元された生家は、市内柳新田の渡辺善太郎氏の住居であったのを、小田原市が譲り受けたもので、渡辺家の前は西栢山の奥津家のものであったという。何回か移築が行われたが、主な木材は今なお堅固で、柱は合歡の木が使われ、大黒柱も大梁も手斧削りで太く、当時の農家としてはかなり立派な構えである。

建築様式から見て、1700年代中頃の農家様式と見られるが、何回かの移築のためかなり変更されていた。特に背面の柱は全部残っていないが、桁と梁は当初の材がおおた残っていたので、それにより規模と柱の位置が判明した。どうしても不明の部分は他の民家様式を参考にしていく。

「ダイ」は奥座敷の客間兼居間で畳床。「へや」は篠竹を並べて編んだ床で、産婦・病人などが使った。「ダイドコ」(土間)は穀物や農具を置いたり屋内作業を行ったりした。「カワヤ」は外庭にあった。木造半原建、屋根茅葺。



鉄筋コンクリート壁式構造Ⅱマンション・集合住宅などに多く用いられる構造様式で、柱・梁を造らず、厚い壁により構成された建物。耐火的。

〔小田原文学館本館・別館(南町)〕

本館は1937(昭和12)年に、明治時代の内務大臣田中光顕の別邸として建てられたもので、1994(平成6)年11月、小田原文学館として改装オープンしたものである。

小田原で昭和初期には珍しい鉄筋コンクリート壁式構造2階建。3階部分は木造で、屋根にはスペイン産のスパニッシュ瓦が葺かれているのが貴重である。

館内には、小田原出身者や、小田原ゆかりの文学者の代表作や遺品が展示されている。

洋風の庭園は広々として、芝生や樹々の緑を添えている。

本館側には、かつて御手洗邸であった木造2階建の別館がある。本館とは対照的な別館は、1924(大正13)年に建てられた。銅板屋根の緑青が色鮮やか。木造屋根の根を生かしながらも、ガラス障子を用いている。たまたま数日日本間要素も取り入れている。また、床の間、木の間の床障子の細工や、2階部屋境欄間の鳳凰の彫刻板が美しい。白秋童謡館として、平成10年10月オープンし、木苑の家のジオラマや白秋の直筆原稿・出版物などが展示されている。

本館・別館共、国登録有形文化財(建造物)。





サービスアップ に努めます

11月から、
毎週火曜日は
19時まで

窓口サービスの 時間を 延長

市役所の仕事の中でも基本的な住民サービスである各種証明書や交付などの業務を、11月からの毎週火曜日は19時まで行います。
今回延長する窓口サービスは、
収納課・資産税課・戸籍住民課、
福祉総務課・高齢介護課・保険課

行政システム改革推進課 ☎33-1255

の業務の一部で、この延長時間内に行えるものではないものがあります。詳しいことは、広報おたわらいふ10月15日号でお知らせします。
17時までの開庁時間で不便を感じていただいた皆さん、どうぞご利用ください。

10月3日から、
平日は
19時まで

かもめ図書館の 開館時間 延長

かもめ図書館の平日の開館時間が、10月3日頃から19時までになります。
今までは水曜日と全曜日だけでしたが、皆さんが利用しやすいように、火曜日と木曜日にも延長することにしました。

かもめ図書館 ☎497800

読書の秋です。秋の夜長にぜひ図書館をご利用ください。
※2階視聴覚コーナーは、従来どおり17時までです。
※土・日・祝・休日は17時閉館です。
※市立図書館は、従来どおり全曜日19時まで開館を延長しています。

ボランティアセンターは土曜日オープン！
月・土曜日 8時30分～17時
社会福祉協議会 ☎354000

10月は土砂不法投棄防止 強化月間

市農政課 ☎33-1491
県建設業課 ☎045-210-1111内線6324

「小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例」に加えて、平成11年10月1日に「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」が施行され、1年が経過しました。



そこで、10月を「土砂不法投棄防止強化月間」と定め、ヘリコプターでの上空からの監視や処理計画書どおりに土砂を搬出しているかどうかを確認するパトロールと、土砂の搬出に対する意識を再確認するアンケート調査などを行い、市民の皆さんや事業者にとり、土砂の適正処理について関心を持ってもらおうと考えています。

市と県では、土砂の不法投棄の防止と土地の埋め立て(農地造成や残土処理)の適正な処理を目指して、パトロールや皆さんからの情報をもとに、未然防止に努めています。何かお気づきの点がありましたら、ご連絡ください。

そのほか、土砂による土地の埋立てが行われている場所で、土地所有者と業者間でトラブルが発生しています。埋立て業者との契約書や同意書などに安易に印を押す前に、農政課までご相談ください。

また、土地の埋立てには、ご自身で農地を造成する場合であっても、許可が必要な場合があります。工事を始める前に必ずご相談ください。

11月1日に 特例市へ移行

企画政策課 ☎33-1304

去る8月30日、特例市の早期指定を目指していた小田原市をはじめとする全国10市の特例市の指定に関する政令が公布されました。この政令が施行される11月1日に、小田原市は特例市になります。
市では特例市移行を記念して、式典と講演会を次のとおり開催します。

式典・講演会
日時 11月2日(木) 15時～16時45分
場所 中央公民館

内容 市民と職員による宣誓など
講演会 「地方分権と市民参加(仮題)」
講師 地方分権推進委員会委員長 諸井 彦さん
太平洋セメント 樹取総役相談役 定員 250人・先着順
申込 10月27日(金)までに、企画政策課 ☎331304
託児サービスあり(申込時にお申し出ください)



諸井 彦さん

ふれあいけんこう フェスティバル

10月13日(金)▶15日(日)

場所：いそぎ・保健センター



陶芸・書道・鎌倉彫・漆工芸・水彩画などの作品展示や、太極拳・バドミントン・卓球・民謡など、各サークルの活動発表のほか、日替わりのイベントも盛りだくさんです。

☎高給介護課 ☎33-1841 いそぎ ☎49-2330 市民健康課 ☎47-0820



13日(金) 「こころの体操・元気の出るコツ」講演会、体験・相談コーナー(インスタントシニア体験、車いす介助法教室、介護保険相談コーナーなど)

※体験・相談コーナーは、14日・15日も開催します。

14日(土) 発表会(コーラス・手話ダンス・大正琴・詩吟・日舞など)、健康チェック、アロマセラピー体験コーナーなど

15日(日) かんば介護支援講演会、健康・歯・薬の相談コーナー、「三世代交流」の竹とんぼやペーパーフラワー作り、社交ダンス発表会、短歌大会、お茶会など

14日(土)・15日(日)
盆歌の手入れやぶすま張りなどの実演会

小田原の木の文化がここに集結！
伝統の技と逸品の数々は、見逃せませんよ。

27日(金) 11:00～ 全国木のクラフトコンペ表彰式
13:30～15:00 丸太切り競争(太き10cmの丸太を一番速く切れるのは？ 参加者には賞品進呈)

28日(土) 13:30～15:00

寄木の国際交流「東西寄木対談」(小田原・箱根とスペインの寄木技術の紹介・実演・技術交流)

29日(日) 12:00～13:30 丸太切り競争

毎日開催

- 全国木のクラフトコンペ入選展示
500点を超える入選作品。お買い求めもできます。
- 県工芸技術センターの試作開発品・市の後継者育成事業・からくり創作研究会の作品展示
- 匠の心が生きたる技、「葉師寺三重塔」「ジャンボ木鉢」「寄木御輿」の展示
- 名物木工屋さん50店の出店
小田原箱根地方の木工業者50社の仮店舗出店。
実演や体験と一緒に「お買い物」をどうぞ。
- スペインの寄木作家の実演販売
- 体験コーナー
専門家の指導を受けながら、木製品を作ってみましょう。
○キーハンガー・印鑑立て・寄木のアクセサリ・
木製玩具などの製作(随時開催)
○秘密箱の製作(受付11:00～、13:00～、15:00～)
- 大抽選会
- アトラクション
- 居合い抜き 28日(土) 11:00～12:00
- 小田原ばやし 29日(日) 10:30～11:30
- 琴演奏 29日(日) 14:00～16:00

☎商工課 ☎33-1515

シャトルバス運行
小田原駅西口～小田原アリーナ(8:20から30分ごと)

小田原・箱根

木製品フェア 2000

10月27日(金)▶29日(日)

時間 10:00～17:00

場所：小田原アリーナ



心におみやげ、
見つけて小田原。